

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 省略

254 省略

5 次の各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項及び第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額は、当該合計額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 八 省略

九 租税特別措置法第三十八条の二第一項の規定 同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(同法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定の適用後の金額)

十 二十二 省略

658 省略

附則

この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

改正前

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 同上

254 同上

5 同上

一 八 同上

九 二十一 同上

658 同上